

平成 30 年度の取組方針（案）について

平成 30 年 1 月 26 日
農 村 振 興 課

1. 取組方針

(1) 組織の広域化の推進

高齢化や人口減少により共同活動に参加可能な人が不足することが想定されるため、人材の確保と事務の効率化を可能とする組織の合併や広域化などの体制づくりを推進する。

(2) 事務の外部委託の推進

高齢化の進行等により活動組織において事務負担等が増大していることから、活動組織から J A、土地改良区等への事務委託の取組を推進する。

【取組方法】

- 広域化や事務の外部委託の利点や導入手続きなどをマニュアル化し、市町村へ個別説明やノウハウの提供などの支援するほか、活動組織の理解促進のため市町村や推進協議会と連携して説明会等を開催する。
- 事務処理が負担となっている活動組織に対し、事務委託先を市町村、推進協議会を通じて情報提供するとともに、受け手である土地改良区、J Aやコンサルタント等の増加と、組織と受け手のマッチングなどを進める。

(3) 避難指示解除区域の営農再開に向けた支援

避難指示区域の見直しに伴い営農再開も進むことから、今後想定される農地の保全管理への支援として、引き続き営農再開支援事業や営農再開支援水利施設用保全事業と多面的機能支払との連携を図る。

【取組方法】

- 該当地区における課題等を聞き取り、課題に応じた解決方法等を提示しながら、継続的に取組が行えるよう支援を行う。
- 現行制度において対応できない部分については、制度拡充や新たな支援制度の創設等を国に対し提案する。

(4) 制度の理解醸成を促進

制度の理解醸成と活動組織の活動意欲の向上、活動の広がり促進するため、制度説明や活用方法、活動の成果等を紹介する。

【取組方法】

- 日本型直接支払セミナーなど理解醸成に向けた研修会を開催する。
- 優良な活動組織を表彰する制度の推進、優良事例など活動成果をホームページで紹介する。